

資産の健全化、お取引先の経営サポート に積極的に取り組んでいます

りゅうぎんは、資産の健全化は経営の最重要課題であると認識し、不良債権の早期処理、開示債権の圧縮に注力しております。

例えば、自己査定債務者区分でいうと、破綻先・実質破綻先については最終処理を促進していきませんが、破綻懸念先や要注意先のほとんどは現に事業を継続しており、業績の回復や延滞の解消があれば、正常先に戻る可能性が十分にあります。こうした経営内容に課題のあるお取引先に対しては、行内に経営サポート室を設置し、中小企業診断士の資格を持つスタッフが、お取引先と協力して財務内容の改善に取り組むなど、細やかな経営サポートを徹底しております。お取引先の債務者区分の良化に向けた取り組みを継続していくことが、県内の中小企業の再生ならびに当行の資産健全化、ひいては当行が経営理念として掲げる「地域社会の発展に寄与する銀行」につながると考えております。

自己査定の債務者区分と金融再生法に基づく開示債権

自己査定における債務者区分	金融再生法に基づく開示債権	引当率	引当額	保全率
破綻先 58億円	破産更生等債権 427億円	無担保部分の 100.00%	25億円	100.0%
実質破綻先 369億円				
破綻懸念先 412億円	危険債権 412億円	無担保部分の 54.84%	58億円	88.4%
要注意先 735億円	要管理債権 480億円	無担保部分の 9.87%	35億円	56.1%
正常先 8,813億円	正常債権 10,243億円	債権額の0.63%	7億円	開示債権額 1,319億円 開示債権の保全率 80.4%
合計 11,562億円		債権額の0.08%	7億円	
	合計 11,562億円	合計 134億円		

破綻懸念先
以下の保全率
94.3%

(注1)信託勘定を合算して表示しています。
(注2)表上の値は各項目とも切り捨てで表示しており、合計と一致しません。
(注3)平成15年3月末現在。

引当・保全率の考え方

破綻先・実質破綻先の債権

担保、保証等で保全されていない債権額の100%を償却・引当しています。

破綻懸念先の債権

過去の貸倒実績率に基づいて個別債務者ごとに予想損失額を見積もり、予想損失額に相当する額を個別貸倒引当金として計上しています。

要管理先・その他要注意先・正常先の債権

過去の貸倒実績率に基づき、要管理先の債権で3年、その他要注意先および正常先の債権で1年の予想損失額を見積もり、一般貸倒引当金として計上しています。

保全率

担保・保証等および貸倒引当金で債権額の何%をカバーしているかを表します。

自己査定債務者区分と金融再生法開示債権の定義

自己査定:破綻先・実質破綻先 = 金融再生法:破産更生等債権

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者の債権、およびそれと同等の状態にある債務者の債権です。

自己査定:破綻懸念先 = 金融再生法:危険債権

現状では事業を継続しているが、赤字決算などにより実質債務超過の状況に陥っており、業況が著しく低調で貸出金が延滞状態にあるなど、今後、経営破綻に陥る可能性が認められる債務者の債権です。

自己査定:要管理先 > 金融再生法:要管理債権

自己査定:要管理先 債務者の支援を目的に貸出条件を変更した債権や3カ月以上延滞している債権を有する債務者です。

金融再生法:要管理債権 債務者の支援を目的に貸出条件を変更した債権や3カ月以上延滞している債権です。

自己査定は債務者ベース、金融再生法は債権ベースであるため、一般的に、自己査定:要管理先の査定額が金融再生法:要管理債権より大きくなります。例えば、一人の債務者で2件の貸出があり、1件は当初約定通り順調に返済されているが、もう1件は債務者支援の目的で貸出条件が変更されている場合、自己査定では2件の貸出が要管理先に区分されるのに対し、金融再生法では、貸出条件を変更した貸出だけが要管理債権として区分されます。

自己査定:その他要注意先

貸出条件に問題のある債務者、3カ月未満の延滞者、財務内容に問題のある債務者などです。